



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

- 告 示**
- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課）…………… 1
- 公 告**
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（消費・くらし安全課）…………… 2
- 公安委員会事項**
- 警備員指導教育責任者講習の実施…………… 3

告 示

沖縄県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西中底原地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安 慶 田 光 男

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年 7月22日から同年 8月18日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、大座地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安 慶 田 光 男

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年 7月22日から同年 8月18日まで
- 3 縦覧に供する場所 石垣市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成27年9月7日まで縦覧に供する。

平成27年 7月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安 慶 田 光 男

- 1 申請のあった年月日 平成27年 7月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミュニティー広場ゆいゆい
- 3 代表者の氏名 宮島真則
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市諸見里三丁目47番14号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がいのあるなしに関わらず、多くの人々に交流の場を提供し、自分らしく健やかに暮らせる為に必要な支援事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現を目指しながら、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成27年9月7日まで縦覧に供する。

平成27年 7月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安 慶 田 光 男

- 1 申請のあった年月日 平成27年 7月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄伝承話資料センター
- 3 代表者の氏名 照屋寛信
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市我如古二丁目4番15号盛マンション301号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、琉球諸島に古くから伝わる伝承話を調査研究し、記録保存する事業を行い、口承文芸学をはじめ関連する諸学究の資として提供することにより、学術の進展に貢献する他、還元活動をとおして乳幼児、児童・青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成27年9月7日まで縦覧に供する。

平成27年 7月21日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 安 慶 田 光 男

- 1 申請のあった年月日 平成27年 7月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄地理情報システム協議会
- 3 代表者の氏名 小渡玠
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市久米1丁目4番17号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会・経済・文化活動を行う上で基本となる地理情報の編集・統合を可能とする社会基盤としての地理情報システム（以下「GISという」）の普及と研究により、行政、産業活動、国民生活の幅広い分野に大きな変革をもたらす新たな基盤的ツールとして、災害・保安・環境保全、観光利便確保等、様々な分野でその活用を図る活動を行い広く情報化社会の発展に寄与するこ

とを目的とする。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第97号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 7月21日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成27年9月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成27年9月11日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】9月11日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第2号に規定する警備業務	平成27年9月10日（木曜日）から同月11日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成27年9月11日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】9月11日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
(2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第2号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。
- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員

会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年7月27日(月曜日)から同月31日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成27年7月30日(木曜日)から同年8月5日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
 - (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
 - (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
 - (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--